

子どもを取り巻く環境

ネット上のいじめにどう対応するか

国立教育政策研究所総括研究官 滝 充

実体験を通した「自己有用感」の獲得が、いじめや不登校・暴力行為等に対する最大の予防策とする「予防教育的生徒指導」を提唱。実証的データに基づく分析と学校での実践を踏まえた具体的なプログラム開発が高く評価されている。主な著書に『ピア・サポートではじめる学校づくり』（金子書房）のシリーズがある。ホームページは、<http://www.nier.go.jp/a000110/>



インターネット・携帯電話によるいじめ

この数年、いわゆる「学校裏サイト」と呼ばれる学校非公式サイトを用いたいじめが話題になっている。簡単に言えば、大人たちが気づきにくいインターネットの掲示板サイトに、友人の悪口や噂を書き込むという手口である。誰が書き込んだのか特定しづらいことから、無責任かつ悪意のある書き込みがなされ、時にはまったくの第三者もそこに加わり、被害者に対する誹謗・中傷が繰り返されていく。

それを知った被害者は、当然のことながら、ひどく傷つく。しかし、匿名（「ハンドルネーム」と呼ばれる一種のニックネーム）による書き込みのため、相手が誰かを特定するのはむずかしい。しかも、書き込む者が多数にわたったり、匿名性を利用して1人で複数の書き込み者を装うこともできたりする。つまり、被害者は単に誹謗・中傷されるというだけではなく、どこの誰とも知れぬ不特定多数からの攻撃を四六時中受けるという不気味さや不安の中に落とし入れられるわけで、普通のいじめと比べても、精神的なダメージは大きいと言える。

そうかと言って、挑発的な書き込みにまともに

反論しようものなら、それをからかいのネタにされたり、本人が読んでいることが分かって書き込みがさらにエスカレートしたりすることもある。攻撃にさらされてしまった場合、それを止めさせるのは容易なことではなく、一般的な個人の力量では打つ手がない。専門的な知識のある者に相談するのが一番よいのだが、簡単に誰かに相談できるなら、そもそもいじめが深刻な問題になることなどない。誰かに相談しづらいような点につけ込んで相手を困らせるのが、いじめの本質だからである。

また、インターネットの匿名性を利用した「なりすまし」という手口もある。1つは、ネット上で自分のプロフィールを紹介する機能を悪用した「なりすましプロフ」である。本人であるかのように装って、電話番号や自宅住所等の個人情報を流出させたり、あることないことを公開したり、といった手口である。被害者の名誉を傷つけたり、情報流出による被害に遭わせたりすることを目的に行われる。

もう1つは、「なりすましメール」と呼ばれるもので、友人等の名前を騙って送るいやがらせのメールである。仲の良い友人と信じていた相手から突然送られてくる誹謗・中傷や、絶交を宣言する



本人であるかのように装う「なりすましプロフ」のようなメール。それを受け取った被害者には、なぜ友人がそのようなメールを送ってきたのか見当もつかずに戸惑う。そうかと言って、絶交を宣言してきた相手に直接その真意を問いただすのも気後れする。また、単純に送信されたメールに返信するだけだと、名前を騙った相手に届くため、事態は混乱するばかりである。人間関係を破壊したり、人間不信に陥らせたりすることを目的に行われる。

いずれも、インターネット等の特徴を悪用した悪質ないじめであり、軽いいたずらなどではすまされない行為である。こうしたインターネット等を用いた個人への攻撃は、いじめ全体の発生件数からすれば、まだまだ少数と言える。しかし、現在までのところ、そうした不正な行為に対する効果的な取り締まり方法がなかったり、子どもたちや大人に適切な対応策が学習されていなかったりということもあり、これからも増加することが予想される。

問題急増の背景

こうしたいじめが日本で急激に増加した背景には、インターネットに簡単に接続できる携帯電話

の登場と普及がある。数年前までなら、パソコンが身近にある環境でない限り、このような加害行為は不可能であった。また、被害者にとっても、パソコンが身近になれば攻撃を受けていること自体を認知できない。被害者に認知されなければ、加害者にとっていじめを行った意味は半減する。そのため、この手の行為が子どもの世界に大きく広がることはなかったのである。

ところが、この数年、小中学生を含む広い年齢層の子どもが携帯電話を所有するようになった。家族通話が無料になったり、インターネットの月額料金が下がったりする中で、子どもにインターネット接続可能な携帯電話を持たせる家庭が増えてきたからである。その結果、インターネット等を前提としたいじめが成立し、また攻撃の効果が上がりやすい状況が生まれてしまった。

しかも、インターネット接続可能な携帯電話というのは、従来のパソコンと大きく異なる点がある。それは、子どもが何をしているのか、家族や周囲の者にわかりにくい、気づかれにくいという点である。そのため、いじめに限らず、大人が気づかないうちに子どもが被害者になっていたり、加害者になっていたり、という状況が従来よりも生まれやすくなった。

子ども部屋にインターネットに接続できる専用パソコンが置いてある家庭は、さほど多くはなからう。居間にある家族共用のパソコンを使っていれば、何か妙なことが起きていれば、家族の誰かが気づく可能性は高い。また、家族用ということでフィルタリングソフト等がきちんと設定されていれば、怪しげなサイトに接続することも困難になる。だから、インターネット等を前提としたいじめの加害者にも被害者にもなりにくく、インタ



ーネットを媒介とした種々の事件にも巻き込まれにくい。しかも、パソコンは情報量が多いため、「なりすましメール」等の偽物を見破ることも容易である。

ところが、携帯電話の場合には、子ども部屋や布団の中で、家族が寝静まってから使うことができる。家族等が気づかないうちに、被害者にはもちろん、加害者になるという事態が容易に生じる。また、常時持ち歩いたり、身近に置いたりするものなので、保護者がこっそりとチェックすることもむずかしい。しかも、フィルタリングソフト等も脆弱^{ぜいじやく}なうえ、怪しいサイトやメールを見破ることも困難である。料金の定額制が普及することで、請求書から使用状況やその変化を把握することも、むずかしくなっている。

つまり、子どもに携帯電話を持たせるということは、個人情報悪用したい業者や個人が横行する危険なネット社会に、予備知識も乏しく、十分な防衛力もない子どもを、たった1人で送り出すことに他ならない。例えて言うなら、様々な欲望が渦巻く深夜の繁華街に行き来できる定期券を、そうと知らずに保護者が買い与えたようなものである。もちろん、保護者にしてみれば、世界

が少し広がるといった程度の認識でいるのだろうが、そこで待ち受けているのは、自己責任の名のもと、大人も子どもも関係なく、容易に被害にあったり、悪の道に足を踏み入れられたりする世界なのである。

ちなみに、海外でもこうしたインターネットを用いたいじめは、「サイバー・ブリング (cyber bullying)」と呼ばれ、日本よりも早くから問題になってきた。しかしながら、日本と比べればその被害の程度、否、被害の次元ははるかに低いと推察される。その一番の根拠は、欧米の携帯電話の多くが、インターネット接続機能を持っていなかったからである。もっぱらパソコンや携帯電話・携帯機器のメール機能のみを用いた行為であったため、「学校裏サイト」のような形態でいじめが行われることはなかった。

しかしながら、最近になって、日本と同様の機能を持った携帯電話が普及し始めたことから、似た状況が生まれる可能性は高い。自由主義経済・規制緩和・自己責任等の論理を、そのまま子どもの世界にまで持ち込ませるのか、そこに何らかの規制を設けるのか。子どもをそうした場所から引き離すのか、積極的に参加させていくのか。社会として判断するのか、各家庭に判断^{ゆだ}を委ねるのか。それらの状況によって、日本と同じ問題が生じるかどうかは分かれてこよう。

従来*の*いじめとの違いは何か

ところで、欧米ではこうしたインターネット等を前提としたいじめが、あたかも新しいいじめであるかのように論じられることが多い。なるほど、物理的な力を直接に行使する行為を含めて「ブリング」(一般に、「いじめ」と訳される)と呼ぶこ



「携帯電話」は、欲望が渦巻く「闇社会への定期券」

との多い欧米では、すなわち日本と比べてはるかに暴力的な色彩の強い行為の頻度が高い欧米では、それが新しいものに見えたとしても無理はなからう。腕力等を用いないで相手を傷つける行為は、プリングを代表するイメージではなかったからである。

だが、日本のいじめを基準にして考えるなら、インターネット等を前提としたいじめは、従来からのいじめと何ら質的に変わらない。それを、量的にパワーアップさせたもの（「いつでも」「どこでも」「誰にでも」「より速く」「より広く」等）であることは間違いないとしても、その本質自体が変わったわけではない。つまり、通常の暴力のように相手を物理的に攻撃するのではなく、精神的に攻撃するという従来からのいじめ行為と同じと考えてよい。

ただ、ここで強調しておきたいのは、仲間はずれや無視・陰口といった日本で主流のいじめ行為を行う者にとって、インターネット接続可能な携帯電話の普及は、「低リスク（危険度・損失）・高リターン（効果）」という「史上最強のツール（道具・手段）」の登場に他ならない、という点である。

直接的な暴力に訴えるのではなく、精神的に危害を与える行為を選択する理由というのは、そのほうがリスクが低いからであろう。腕力をふるえば犯罪になるが、うわさ話や仲間はずれで逮捕されることはまずない。また、間違っても、自分が怪我をする心配もない。当然、罪の意識にさいなまれることも少ない。それでいて、やりようによっては、また相手によっては、暴力と同等以上の高いリターンを上げられる。

もちろん、落書きや陰口の類といえども、その

発信源が自分であると特定された場合、それなりのリスクを被る。だが、インターネットを用いれば、それなりの専門知識を持つ者が介入してこない限り、匿名性が保たれる。しかも、定額料金制であれば、経済的な負担も増えない。何通ものメールを送るのも、単純な操作ですむ。

要するに、ほとんど自分には危険が及ばない場所から相手を攻撃できるという、極めて低リスクの攻撃方法なのである。しかも、上に触れたとおり、それが相手に及ぼすダメージは極めて高い。パソコンではなく携帯電話を用いれば、さらに手間がかからない。インターネットに接続できる携帯電話が、「低リスク・高リターンの最強いじめツール」というのは、そういう意味である。

ただし、繰り返しになるが、それはいじめという行為の本質を増幅しているだけであって、質的に新しくなったわけではない。その意味では、欧米の場合とは大きく異なり、日本の場合、新たないじめ対策といったことではなく、従来からの基本的な方向性や方策を推進していくことで対応できる。もちろん、インターネット等を前提としたいじめに特有の対策もあるが、それを行うだけでは「対症療法」の域を出ることはない。併せて、従来通りの予防教育的な対策を行っていくことが必要なのである。

どのような対策が求められるのか

1：インターネット対策

では、どのような対策があるのだろうか。まず、インターネット特有の問題に着目した対策、とりわけ被害者にならない方策から見ていこう。教員にできることだけでなく、家庭に行ってもらえないこともある。



(1) 安易に持たせない

小学生や中学生に対して最も有効かつ即効的な手立ては、携帯電話を持たせないことである。緊急の連絡手段や居場所がわかるといったメリットはあるとしても、携帯電話のリスクを真剣に考えた上でどう判断するかという責任が、保護者には求められている。少なくとも、ネット機能を持たない、通常の通話と簡易メール機能のみの契約にする、といった程度の考慮は必要であろう。子ども専用のパソコンについても同様で、自由にインターネット接続ができる状態で与えるのは論外である。そのことを、保護者にしっかりと理解してもらい必要がある。

ちなみに、こうした主張に対する反論の代表的なものは、「いずれ大人になれば持つ(触れる)ことになるのだから、少しでも早いうちに」といった意見であろう。この論法がいか^{ちせつ}に稚拙であるかは、他の事例に置き換えれば容易に理解できよう。「どうせ大人になれば」という論法で未成年の飲酒や喫煙、深夜徘徊や深夜のバイト等を容認するであろうか。一定の精神年齢に達し、自分の行動に対して責任がとれる言動ができるようになり、自分のことも相手のことも傷つけないように育てた後からでも、何ら遅くはない。

もう1つの代表例は、「携帯電話やインターネット自体は単なるツールであって、それ自体が悪いわけではない」といった論法である。小中学生が簡単にサバイバルナイフを購入できる、小中学生が包丁を買いに来ても何の疑問も抱かずに売る、ということを経験して危険と感ぜないだろうか。ナイフや包丁にしたところで、単なるツールに過ぎない。だからと言って、大人の目の届かないところで、子どもが振り回して遊ぶのを黙認するのだろうか。

もちろん、こうした対応は、問題の先送りに過ぎない。問題に巻き込まれるのは、小中学生だけではない。高校生や大学生、一般の大人だって同様である。しかし、より判断力等が乏しく、被害にあった際のダメージを受けとめきれない可能性の高い小中学生については、そうした問題状況から隔離しておき、その間に、以下に示すような対策を行っていく必要がある。

(2) フィルタリングを行う

では、すでに携帯電話やパソコンを持たせてしまっている、あるいは高校生以上という場合には、どうすればよいのだろうか。少なくとも、有害サイトに接続できなくするフィルタリングソフトの導入、特定の者から以外のメールを着信拒否にする措置等の手立ては、保護者の責任で行ってもらい必要がある。

(3) メディア・リテラシーを育む

さて、上述したような形で最低限の予防策を行ったなら、次にすべきことは、インターネット等の新たな情報機器に対する基本的な知識を、子どもたちに教えていくことである。これは、単なる情報機器の使用法の教育ではない。インターネットに限らず、新聞やテレビといったマスメディアを含め、そこで提供されている情報の信頼性の有無を判断する力、その中に込められた恣意性や悪意等を見抜く力、そうした情報を正しく活用する力等を育てていく教育実践である。簡単に言うなら、危険なものを見極めるための能力の育成である。さらには、情報発信者として身につけておくべきマナー等についても学ばせる必要がある。これは、保護者だけではむずかしいので、専門家の協力を得ながら、学校が行うことを考えていく必要がある。

(4) 専門家に相談する

そして、万一、トラブルに巻き込まれた場合には、子どもが自力で解決しようとするのではなく、必ず誰か大人に相談するようにと、保護者も教員も声を揃えてしっかりと子どもに伝えておくことである。また、相談を受けた場合には、子どもを責めたり、問いただしたりする前に、内容によってしかるべき機関に連絡を取り、早急に解決策をとることである。そうした学校の対応については、文部科学省がこの11月に公表した『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集』が参考になろう。

どのような対策が求められるのか

2：いじめ対策

すでに述べてきたような対策をとることによって、インターネット等を前提としたいじめの被害を防ぐことは、かなりの程度まで可能となろう。しかし、子どもたちがいじめの被害者になったり加害者になったりする背景に手をつけずに、ただ「対症療法」に終始するだけでは問題の解消にはならない。そこで必要になるのが、「予防教育」である。

そもそも、今の子どもがインターネットにのめり込む背景、あるいは「なりすまし」メール等であっさり人間関係が壊される背景、そうした貧しいコミュニケーションに興じる背景等には、現実の人間関係に対する飢餓感、あるいは現実の人間関係の希薄さ、現実の人間関係がもたらしているストレス等が大きく関わっている。

日本の子どもは、他国の子どもと比べ、暴力に訴えることは少ない。しかし、仲間はずれ等の割合は著しく高い。その背景にあるのは、友人関係

をめぐるストレスの高さである。とりわけ最近の子どもたちは、人間関係に異常なほどに気を遣う傾向がある。しかし、それは人間関係を緊密にしようとしてのことではない。他からの評判をひどく気にしたり、表面的な部分だけで同調しようとしたりするのは、現実の人間関係に伴う種々の軋轢から距離を置くための便法に過ぎない。そうしたことが背景にあるからこそ、「空気が読めない」言動1つで人間関係が致命的に悪化することになったり、それを理由にいじめが始まったり、そうした行為に軽い気持ちで参加したり、同調したりするのである。

そうした状況に切り込んでいき、現実の世界において健全な人間関係や健全な社会性を育てられるなら、インターネットを用いて相手を貶めて喜ぶといった「貧しい遊び」からは、自ずと距離を置くようになろう。まわりから加害者が減れば、被害者も減る。これについては、根本的な教育の在りようから考えていくしかあるまい。その具体的な方策については、この『CS研レポート』のバックナンバー（Vol.58, 2006年）にある拙稿、『子どもの社会性—「異学年交流」「地域交流」こそ育成の要諦』をお読みいただきたい。



仲間はずれ

ストレス

いじめの「対症療法」に終始するのではなく、子どもの置かれている現実をもう一度見つめ直して。